

令和6年4月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和6年4月10日 午後3時00分
市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和6年4月10日 午後3時45分

3 委員氏名

(1)出席者

渡 孝志	中野 喬輔	渋谷 安広	横大路一将
長崎 隆児	松崎 久則	秋山 博敏	荒牧奈緒子
西 孝則	村山 令子	元満 壽次	渋谷 佳規
安武 昇	吉住 勝実	仁部 誠二	薄 隆太
宮本 重和	村山 安廣	池見 直喜	

(2)欠席者

高原 尚広

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	松尾翔太郎
係	長井 啓子
係	高原 康裕

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第5条（知事）

議案第2号 農地法第5条（知事） 計画変更承認申請

議案第3号 利用権の設定（農用地利用集積計画の公告）

議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断の撤回

議案第5号 古賀市農業振興地域整備計画変更の一部撤回

報告第1号 農地法第5条（届出）

報告第2号 農地法施行規則第29条の規定による転用許可不要届出

報告第3号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後 3 時00分開会

○事務局長（ 君） 現地確認のほう、お疲れさまでした。

令和 6 年 4 月定例農業委員会開会の前に、出席委員の確認をいたします。

本日、 委員から欠席連絡をいただいております、本日の出席人数は 19 名です。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、 副会長のほうでよろしく願いいたします。

○会長（ 君） 先に一言だけ、一つ。ちょっと、座ったまま失礼します。

皆さん方には、1 月から 4 か月以上にわたって、いろいろ御迷惑をおかけして、本当に申し訳ありませんでした。11 月中旬に入院しまして、3 月に退院、一応退院はしたんですけど、事情があって再入院になりまして、約 4 か月間入院をしております、その間ここに咽喉がんということで、ここに放射線治療を 35 回受けることになって、現在、こういう声になっております。声帯の下ですんで、どうしても声帯も放射線に当たることで、こうなったんだろうと思いますけど、これが治るかどうかわかりませんが、そういうことで本当に大変皆さん方に御迷惑をおかけして、役員の方にもいろいろ御迷惑をおかけして、本当に申し訳ありませんでした。

今後、ちょっと 4 か月ほど入院しておりましたんで、やっぱり疲れやすい、どうしても体力が落ちてますんで、夕方になると何か疲れたなという状況が今続いております。徐々に口から入れるものも少しずつ増えてくると思うんで、体力がついてくるとは思いますけども、本当に御迷惑をおかけしたことと、皆さん方には今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

一言だけ御挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、先ほど事務局長が言われましたように、司会進行は 副会長のほうにお願いしてありますんで、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。本日の現地確認、お疲れさまでございました。

早速ですが、審議に入りたいと思います。

.....

○議長（ 君） 本日の議事録署名委員は、 委員、 委員、よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。

.....

○議長（ 君） 日程 1、議案第 1 号農地法第 5 条、申請番号 4—1、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、御説明させていただきます。

本来でありましたら、農業委員会事務局担当でございます長井のほうから御説明を差し上げるところでございますけれども、まだ少し不慣れなところもございまして、今回につきましては、私のほうから農地法関連の事案につきましては、説明をさせていただくことを御了承くださいませ。

それでは、御説明をさせていただきます。

議案書 1 ページ、農場第 5 条の許可申請、申請番号 4－1 について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法 5 条の申請により売買を行い、クレーン等の資材置場に転用する内容でございます。

また、開発範囲、開発の面積が 1,000 m² 以上のため、市の指導要綱の対象となっております。関係各課との協議が完了しておりますことから、農地法の申請に至っております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の 15 ページをお願いいたします。

申請地は、町川原交差点の南東側に位置をしてございます斜線部の 1 筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は周囲を他地目で分断されておりますことから、第 2 種農地であると判断をしております。

次に、計画図等について御説明をいたします。16 ページに現況図、17 ページ、18 ページに計画平面図、19 ページに排水計画図、20 ページ、21 ページに断面図の記載がございます。

18 ページをお願いいたします。

計画では東側の市道より乗入を行うものとしておりまして、中に砂利敷きで表面を作りまして、クレーン車 5 台及びクレーンに用います機材等の置場を設置するものとなっております。

次に、雨水・雑排水について御説明をいたします。19 ページをお願いいたします。

雨水排水につきましては、計画地南側にございます新設をいたします溜桝から南西側の既存の水路に接続して排水をいたします。

汚水排水についてはございません。しかしながら、万が一に備えまして、計画地の南西側に油水分離槽を設置する計画となっております。

次に、切土・盛土について御説明をいたします。21 ページをお願いいたします。

申請地内におきましては、切土が 50 cm、盛土が最大で 1 m 程度の計画となっております。

隣地との境界につきましては、周囲をコンクリートブロックの設置を行いまして、また、北側西側ののり面につきましては、1 対 1.5 の安定勾配でののり面を形成いたしまして、保護膜等の施工による土留め、また土砂等の流出防止を行う予定としております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をいたします。

地元からは、令和5年の12月22日付で無条件での水利承諾書の提出があつてございます。

併せまして地元委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

私から説明は以上になりますが、地元の委員さんから補足等ございましたら、よろしく願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 地域委員の でございます。

本案件につきましては、地元の開発委員会におきまして特に問題なしということで承諾をいたしております。よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま説明は終わりました。質問、意見がございましたら、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決採らせてもらっていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） 賛成される農業委員会の方、挙手お願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、申請番号4－2、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案書1ページにお戻りをいただきまして、農地法第5条の許可申請、申請番号4－2について御説明をいたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、建て売りの住宅、道路、公園に転用する内容でございます。

また、開発面積1,000m²以上かつ3区画以上の宅地の建設でございますので、市の指導要綱の対象となっております。関係機関との協議が完了していることから、農地法の申請に至っております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の22ページをお願いいたします。

申請地は、天降神社の南西側に位置をしております斜線部の計1筆となっております。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は周囲を他地目で分断されておりますことから、第2種農地であると判断をしております。

次に、計画図等について御説明をいたします。

23ページに現況図、24ページから26ページにかけて計画平面図、27ページに雨水排水計画図、28ページに汚水排水計画図、29ページ、30ページに断面図の記載がございます。

25ページをお願いいたします。

計画では、北側、西側市道及び新設する道路から乗入を行う計画となっておりまして、敷地内、申請地内で建て売りの住宅17戸及び新設の公園を設置するものとなっております。

次に、雨水・雑排水について御説明をいたします。27ページをお願いいたします。

雨水排水につきましては、それぞれの区画の中から集水したものを新設の道路側溝を通すなどいたしまして、北側に新設をいたします道路側溝及び西側の既存の農業用水路に接続をして排水をする計画でございます。

汚水排水につきましては、それぞれの区画から新設の道路に埋設をする下水管、こちらを通しまして北側の市道にございます集落排水に接続をして排水をいたします。

次に、切土・盛土について御説明をいたします。

29ページ、30ページに記載がございまして、申請地内におきましては、切土は行わずに、盛土は最大で60cm程度の計画となっております。

隣地との境界につきましては、L型擁壁の設置でありますとか、既存農業用水路との間には張りコンクリートを行いまして、防護を行う計画としております。また、北側ではアスコンの舗装、南側でコンクリートブロック擁壁の設置による土留め等で土砂の流出防止を行う計画としております。

最後に、地元水利承諾書につきまして御説明をさせていただきます。

地元からは令和6年の3月22日付で、幾つか条件がございまして、読み上げさせていただきます。

1、北側の市道薦野62号線を横断する農業用水路を確認して、新設道路側溝より接続をすること。

2、新設道路の排水方向をなるべく北側の市道薦野62号線方向にすること。

3、西側の市道麦田線沿いの水路に、流入部に集水柵を設置して流水の調整をできるようにすること。

4、計画地南東部の里道の除草対策をすること。

5、井戸の設置については市と協議をすること。

6、街路灯の設置は行政区長と協議すること。

7、計画地南側の里道の除草及び整地を行うこと。

以上、7つの条件付での水利承諾書の提出があつてございます。

併せまして、地元の委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

私から、説明は以上になります。

地元の委員さんから補足等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 開発委員会を4回行いまして、1回目は令和5年12月の23日、現地を確認した結果、問題ないと判断し承認しましたが、指導要綱がかかりまして、2回目、令和6年の2月の17日、市道麦田線沿いの水路に、水路横断部2か所を設置した書類を確認した結果、県としては新設道路だけを許可するが、6番棟からの出入りは許可しないという報告がありました。

また、南側の水路が2か所の用水路と交わるため、汚水枡の設置と、その場所に簡易巻き上げ水門と堰板を設置し、水路を調整する。また、人が登り降りできるようフックを取り付け、上部には観音開きのグレーチングを設置する。あと、鍵を取り付けるよう依頼する。そして、敷地内の右側の農道を舗装して、歩道に使用する。

3回目、3月12日、添付された書類を確認した結果、16番棟出入口部が変更され、市道薦野62号線から出入りするようになり、また市道麦田線と薦野62号線と交差するところの新設部の箇所が拡大されました。

また、以来、意見書が変更になり承認しておりましたが、4回目、3月20日、変更になった書類を確認した結果、問題ないと判断し承認しております。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま説明は終わりました。質問、御意見ございましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決させていただきます。申請番号4の2に対しまして賛成される農業委員の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、申請番号4－3、説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、申請番号4－3について御説明させていただく前に、 委員が関係者となられますことから一時御退出をお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、御説明をさせていただきます。

議案書 1 ページから 14 ページまで記載がございます。申請番号 4—3 でございます。それでは、説明をさせていただきます。

今回の申請は、申請人が農地法 5 条の申請により売買を行い、製造業・運輸業・小売業の施設、また、道路、水路、公園、調整池、緑地に転用する内容でございます。

本申請地につきましては、本年 2 月に農村産業法の産業導入地区の設定、農振法の農用地からの除外が完了いたしました。また、本年の 3 月 19 日に都市計画法の地区計画の設定も告示されてございます。新原高木地区地区計画という名称で、市街化調整区域内ではございますが、製造業等の施設の建築が可能となっております。

また、本件につきましては、開発面積が 1,000 m² 以上のため、市の指導要綱の対象ともなっております。関係各課との協議が完了していることから、農地法の申請に至っております。

申請地、申請人につきましては、記載のとおりでございますが、所有者の合計が 71 名でございます。

位置図の説明をいたします。それでは、31 ページをお願いいたします。

本申請地は、古賀浄水場の南側に位置をしております斜線部でお示しをしております計 176 筆、合計面積といたしましては、約 23 ha の案件でございます。開発区域全体の面積といたしましては、約 28 ha でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。

本申請地は周囲に 10 ha 以上の広がりがあることから、第 1 種農地であると判断をしております。

しかしながら、農業産業法の産業導入地区の設定により、例外的に農地転用が可能と判断をしております。

次に、計画図等の説明をいたします。

33 ページに現況図、34 ページ、5 ページに計画平面図、36 ページ、7 ページに用排水の計画図、38 ページに雨水排水計画図、39 ページに汚水排水計画図、40 ページから 42 ページにかけて断面図の記載がございます。

34 ページをお願いいたします。

計画では、申請地内に 9 つの区画を区割りをして、製造業、運輸業、小売業等を配置する計画となっております。また、申請地内においては、新設の道路、公園、調整池を設けまして、周囲に緑地等も配置する計画でございます。また、新設の道路、公園、調整池につきましては、開発が完了後に市に帰属をする計画でございます。

次に、雨水・雑排水について御説明をいたします。38 ページをお願いいたします。

雨水排水につきましては、それぞれの区画内に設置をする枡等を通じまして、集水したものを

新設の道路側溝へと接続をして、最終的に南側の調整池へと流入をした後、流量の調整を行った後、水路へと放流をする計画でございます。

污水排水につきましては、それぞれの区画内に浄化槽でございますとかオイルトラップを設けてまして、新設道路に埋設をする污水管を通して北側の県道の公共下水道へと接続して排水をいたします。

次に、切土・盛土について御説明をいたします。40ページから42ページにかけてでございます。

申請地内におきましては、切土が最大で4.4m程度、盛土は最大で5.6m程度の計画となっております。

隣地の境界につきましては、西側、南側につきましては、安定勾配でのり面を形成した後、種子吹きつけによる保護、東側につきましては、L型擁壁による土砂等の流出防止を行う予定としております。

最後に、地元水利承諾書について御説明をいたします。

地元からは、令和6年の2月の24日付で、無条件での水利承諾書の提出があつてございます。

併せまして、区域委員さんの署名捺印をいただいておりますことから、事務局で受理をしております。

私から説明は以上になりますが、委員さんから補足等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 委員。

○委員（ 君） 近隣委員としての でございます。

本案件につきましては、2月24日に地元の開発委員会が開催されまして、特に問題なしということで承諾をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま説明は終わりました。質問、御意見ありましたら、 委員。

○副会長（ 君） 製造業がかなり大きなウエート占めておりまして、実は水の給水のことにちょっとお尋ねなんです、かなり水量としては必要とするであろうと思えますし、ここで井戸を掘られるか、近くに浄水場もございますし、あと排水については、全体を言われましたとおり、浄化槽とか污水トラップを設けて、あとは公共下水道管ですか、最終的には、そちらのほうに接続なんですか。給排水のことにちょっとお尋ねいたします。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） それでは、お答えをいたします。

給水につきましては、すいません、ちょっと手元に資料がございませんで、明確なお答えはで

きかねるところではございますが、それも含めて市の指導要綱の中で、上下水道課と協議をした上で、この段階でございますので、きっちり計が決まるということもございませんで、ある程度のもくろみの上でお話しをして、その上で開発の申請また後ほどの申請に至っているところでございます。

排水につきましては、おっしゃられたとおり集水し、またオイルトラップ等を通した後、公共の下水道へと最終的な接続をして排水をする計画でございます。

○議長（ 君） 委員、いいですかね。 委員。

○副会長（ 君） 一番気になるのは、やはり地域の水事情のことになりまして、大型の大きな井戸で取水されますと、下の区域に影響があるとかいうようなことがあったら困りますし、そのあたりの計画を指導要綱の中で、やはり水道課とか上下水道、されるでしょうから、よく検討をしていただきたいということでございます。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 指導要綱の締結自体はまだの状態でございますので、その旨、上下水道課等と確認をした上で、少し不足があるようでしたら、その旨伝えさせていただいて、対応させていただければと思います。

○議長（ 君） 委員。

○副会長（ 君） お願いいたします。

○議長（ 君） よろしいですか。

○副会長（ 君） 結構です。

○議長（ 君） ほかに質問、意見ございましたら。 委員。

○委員（ 君） 製造業の業種というのは、まだ全然分からないんですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） 具体的にどういったものというのは、まだ私どものほうには降りてきていないところで、地元のほうにもまだ具体的にここが来る、どういうのが来るというのは、まだ話を行っていないということで伺ってございます。

○議長（ 君） 、いいですか。

ほかに質問、御意見ございましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決を採らせていただきます。議案第1号申請番号4－3につきまして、賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....
○議長（ 君）　続きまして、日程２、議案第２号農地法第５条計画変更承認申請、申請番号４－１、説明をお願いいたします。

○係（ 君）　それでは、御説明をさせていただきます。議案書は４３ページを開きください。

農地法５条の許可申請でございますけれども、こちら計画変更の申請があっている件でございます。御説明をさせていただきます。

本件につきましては、令和５年８月に倉庫、事務所、駐車場への転用許可を受けている案件でございます。

しかしながら、今回計画の中身が少し変更になっているということで、計画変更の承認申請があっております。申請地等につきましては、記載のとおりでございます。

４４ページに位置図の記載がございます。山見坂大池の西側に位置をしております斜線部の計８筆でございます。

４５ページに当初の計画図、４６ページに今回新たな計画図、４７、４８ページにかけて変更を伴う箇所の断面図となっております。

４５、４６ページの新旧の計画図を御覧いただきながら御説明をさせていただければと思います。

今回の主な変更点といたしましては、倉庫、事務所の階数が、もともと当初は１階建てのものでございましたけれども、こちらが２階建てに変わっているところでございます。全体の申請地の面積ですとか、また周囲の営農への影響等はないものというふうに考えております。特に面積等の変更はあってございません。

また、ほかに細かな位置の変更といたしまして、もう図面では見ても本当に分からないぐらい軽微なものではあるんですけれども、井戸のポンプでありますとか浄化槽、防火水槽、そういった水関係設備の位置がほんの少し変わっているというところ、またブロック積み擁壁の勾配なんですけれども、こちらが当初１対０．６であったものが、１対０．５に変わってきております。

主な変更点といたしましては、以上でございます。

次に、地元水利承諾書について御説明をいたします。

地元からは、令和６年の３月１３日付で無条件での水利承諾書の提出があっているところでございます。

私から説明は以上になりますけれども、地元の委員さんから補足等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

○議長（ 君）　 委員。

○委員（ 君） 本案件につきまして、開発面積など主なところは変わっております。それで、区のほうとしては、それほど問題はないということで、どうぞ皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。質問、御意見ございましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決を採らせていただきます。議案第2号申請番号4—1に対しまして、賛成される農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、日程3、議案第3号利用権の設定、申請番号4—1から4—2、続けて説明をお願いいたします。

○係（ 君） それでは、議案第3号について説明の前に、 会長、 委員、 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 会長、 委員、 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、議案第3号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法の一部改正をする法律附則第5条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることができるとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

今回、新規で10件申出がっております。

それでは、49ページを御覧ください。

申請番号4—1、小山田にございます1筆で、面積2,827㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年4月11日から令和20年12月末までの貸借となっております。

申請番号4—2、青柳町にございます2筆で、面積3,218㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年4月11日から令和9年12月末までの貸借となっております。

次のページ、御覧ください。

申請番号4—3、筵内にございます1筆で、面積690㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年4月11日から令和10年12月末までの貸借となっております。

申請番号4—4、谷山にございます1筆で、面積688㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年4月11日から令和10年12月末までの貸借となっております。

申請番号4—5、今在家にございます3筆で、面積3,772㎡、貸付人、借受人は記載の

とおりです。令和6年4月11日から令和11年12月末までの貸借となっております。

申請番号4ー6、薦野にございます1筆で、面積988m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年4月11日から令和16年12月末までの貸借となっております。

次のページを御覧ください。

申請番号4ー7、小山田にございます1筆で、面積2,427m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年6月1日から令和20年12月末までの貸借となっております。

申請番号4ー8、小山田にございます1筆で、面積1,352m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年6月1日から令和20年12月末までの貸借となっております。

申請番号4ー9、小山田にございます4筆で、面積4,150m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年6月1日から令和20年12月末までの貸借となっております。

申請番号4ー10、小山田にございます1筆で、面積694m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和6年6月1日から令和20年12月末までの貸借となっております。

最後に、新規の利用権設定については、全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理しております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

この件について、何かございましたら、 委員。

○委員（ 君） さんの部分が小山田のほうにあるわけですけど、
 さんは、新原の高木地区内に4haほど借りて作ってあったわけですけど、やはり開発があっても認定農業者の面積を必ず確保しなさいというのが開発条件の中に入っております。

地元でもかなり探したんですけど、少量の面積しか確保できなかったということで、農業委員会の委員さんの中にも何名かの方に相談しまして、面積稼ぐ部分がありましたらよろしくお願ひしますということでお願いしていたわけですけど、 会長のほうからも、小山田にあるからその分確保してやろうということで協力していただいております。そのほかの方にも声おかけして、何とか さんの面積を確保できました。この場をもってお礼を申し上げます。ありがとうございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに御意見、質問ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決を採らせていただきます。議案第3号利用権の設定につきまして、賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございました。

.....

○議長（ 君） それでは、日程４そして日程の５、議案第４号、第５号は共通していますんで、一緒に説明をお願いしたいと思います。

○係（ 君） それでは、議案第４号及び第５号について、まとめて説明をいたします。
５４ページ、５５ページをお願いいたします。

この案件につきましては、事務局の手違いによりまして、地元農区意向では農地として存続すべき土地を非農地判断の農地に加えていましたことから、下記の農地についてさきの議決承認を撤回させていただき、農地と回復するものでございます。

まず、議案第４号の荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断の撤回について説明します。

この案件、令和６年２月１３日の農業委員会定例総会議案第３号で、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてで、非農地として承認を受けておりましたが、今後も農地として利用していく土地が含まれていましたことから、さきの非農地判断の撤回を求めるものでございます。

農地の詳細は、下記のとおりでございます。

続きまして、議案第５号古賀市農業振興地域整備計画変更の一部撤回について御説明申し上げます。

令和６年３月１１日の農業委員会定例総会議案第５号古賀市農業振興地域整備計画の変更についての計画変更の内容「除外」で承認を受けました下記の土地について、本日の議案第４号の非農地判断の撤回に伴いまして、農振農用地の除外の撤回を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。質問、御意見ございましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、採決を採らせていただきます。議案第４号、５号につきまして賛成される農業委員の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手１２／１２名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

午後３時４５分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員